

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、個人住民税の賦課課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容	<p>地方税法に基づき、住民・国税庁等から提出された課税資料を収集し、個人住民税を賦課決定し、通知する。住民からの要請により、所得・課税証明書等を発行する。また、必要に応じて税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申告等情報の受理 ②賦課決定・賦課更正及び税額通知の発送 ③住民基本台帳に記録されていない者の課税（以下「住登外課税」という。）に伴う他自治体への通知 ④他地方公共団体との税務調査・回答 ⑤給与支払者等からの各種申請・届出書の受理 ⑥個人住民税の減免申請書の受理及び承認・却下の決定通知 ⑦他地方公共団体への資料回送 ⑧所得・課税証明書の発行
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住基・税オンラインシステム
②システムの機能	個人住民税を賦課・更正する根本となるシステム <ul style="list-style-type: none"> ①課税内容照会 ②課税（非課税）証明書の交付 ③当初賦課処理・更正処理 ④特別徴収税額通知書・納税通知書等の帳票発行 ⑤年金特別徴収処理 ⑥減免処理 ⑦各種照会に対する回答書の出力
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（ ）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	地方公共団体受付用の確定申告、住民税申告支援、合算処理システム <ul style="list-style-type: none"> ①課税対象者の保守管理支援 ②個人住民税システムとの連携 ③賦課及び更正処理支援 ④税務調査等の課税対象者の抽出 ⑤被扶養者等の情報管理
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他（ ）

システム3	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月1日から地方税共同機構に移行)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収税額通知データ ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[<input type="radio"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</div> </div>
システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月1日から地方税共同機構に移行)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。等の機能がある。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[<input type="radio"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</div> </div>

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受理)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各システム間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>・システムの機能</p> <p>①団体内統合宛名番号の付番と管理: 各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内統合宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>②符号取得支援・確認: 処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>③情報提供機能: 中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、各業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。</p> <p>④情報照会機能: 各業務・システムに代わって、他機関の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。</p> <p>⑤宛名情報照会: 団体内統合宛名番号、個人番号、又は基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p> <p>・他のシステムとの接続 既存住民基本台帳システム、税務システム、その他(中間サーバー)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム11～15	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル 住民記録ファイル 宛名管理ファイル 収納・滞納管理ファイル 申告支援ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	税務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、住民記録ファイル、宛名管理ファイル、収納・滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在市内に住所を有する者
その必要性	地方税法の規定に基づき賦課徴収する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 課税対象者を特定するために記録。 ・連絡先情報: 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため記録。 ・業務関係情報 ①国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・更正に使用するため記録。また国税庁との相互の税務調査のため記録。 ②地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・更正するために記録し納税通知書、所得・課税証明書を発行するためにも必要。また、他地方公共団体で住登外課税されていることを記録。 ③生活保護関係情報: 個人住民税の非課税・減免判定を行うために記録。 ④年金関係情報: 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・更正に使用するため記録。また年金からの特別徴収税額を決定・通知するために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（市民部市民課等） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁・日本年金機構） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（源泉徴収義務者） <input type="checkbox"/> 民間事業者（源泉徴収義務者） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（LGWAN、インターネット回線、専用回線）								
③使用目的 ※	個人住民税賦課事務に必要なため								
④使用の主体	使用部署	総務部税務課、収納課、総合政策部人事課、健康福祉部福祉課、長寿課、保険年金課、健康課、子ども子育て支援課、保育課、市民部市民課、一色支所、吉良支所、幡豆支所、建設部建築課							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	①既存住基システム等から個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に個人住民税を賦課した旨を通知。 ④住民から課税・所得証明の要請があった場合に証明書を発行。								
情報の突合	①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		
賦課情報の運用管理業務		
①委託内容	賦課情報ファイルの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
課税資料データパンチ業務		
①委託内容	給与支払報告書のデータパンチ業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイ・オー・プロセス 名古屋支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (35) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN、インターネット回線)
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時
提供先2～5	
提供先2	厚生労働大臣(日本年金機構)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先3	厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満

- | | |
|--|-------------------------------------|
| | 4) 100万人以上1,000万人未満
5) 1,000万人以上 |
|--|-------------------------------------|

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先4	地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先6～10		
提供先6	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先7	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先8	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	

③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先9	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先13	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の56の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 第1欄に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	西尾市(子ども部子育て支援課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の9の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先2～5	
移転先2	西尾市(子ども部保育課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の9の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先3	西尾市(子ども部家庭児童支援課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の10の項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先4	西尾市(健康福祉部健康課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の14の項
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先5	西尾市(健康福祉部福祉課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の21の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先6～10	
移転先6	西尾市(健康福祉部福祉課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の23の項
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先7	西尾市(総務部収納課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の24の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先8	西尾市(市民部市民課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の24の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先9	西尾市(市民部一色・吉良・幡豆支所)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の24の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの

③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先10	西尾市(都市整備部建築課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の27の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先11～15	
移転先11	西尾市(教育委員会事務局学校教育課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の40の項
②移転先における用途	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時

移転先12	西尾市(健康福祉部保険年金課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の44の項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先13	西尾市(総務部収納課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の44の項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先14	西尾市(健康福祉部保険年金課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の46の項
②移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先15	西尾市(健康福祉部福祉課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の51の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先16～20	
移転先16	西尾市(子ども部子育て支援課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一37の項
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先17	番号法第9条第1項別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表の左欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先18	西尾市(健康福祉部保険年金課)
①法令上の根拠	西尾市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	西尾市母子家庭等医療費の支給に関する条例による母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
移転先19	西尾市(健康福祉部福祉課)
①法令上の根拠	西尾市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	西尾市障害者扶助料支給条例による障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時

移転先20	西尾市(子ども部子育て支援課)
①法令上の根拠	西尾市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	西尾市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規定で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年間を通じて随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税ファイル1

自治体コード、個人番号、対象年度、履歴番号、サブ履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、履歴判定、徴収区分名称、決議年月日、住民税異動区分名称1、異動年月日、住民税整理番号、賦課資料区分コード、書式区分、無職無収入コード、短名称、均等割区分短名称、均等割パターン番号、入力区分名称、営業所得額、農業所得額、その他事業所得額、不動産所得額、利子所得額、配当所得フラグ、配当所得額、株式配当所得額、公募外貨配当所得額、公募他配当所得額、公募他配当所得額、その他配当所得額、所得税配当所得額、所得税株式配当所得額、所得税公募外貨配当所得額、所得税公募他配当所得額、所得税その他配当所得額、給与所得額、主たる給与支払額、従たる給与支払額、給与支払額内数専従者給与額、特定支出控除額、雑所得額、公的年金支払額、年金雑所得額、その他雑所得額、総合譲渡短期所得額、総合譲渡短期差引額、総合譲渡長期所得額、総合譲渡長期差引額、総合譲渡分特別控除額、総合譲渡特別設定フラグ、総合譲渡逆算フラグ、一時所得額、一時差引額、総合一時所得額、短期一般所得額、短期一般差引額、短期一般特別控除額、短期軽減所得額、短期軽減差引額、短期軽減特別控除額、長期一般所得額、長期一般差引額、長期一般特別控除額、長期特定所得額、長期特定差引額、長期特定特別控除額、長期軽減所得額、長期軽減差引額、長期軽減特別控除額、長期特別所得額、長期特別差引額、長期特別特別控除額、土地等雑所得額、超短期所得額、株式譲渡所得額、株式譲渡一般分所得額、株式譲渡新規公開分所得額、株式譲渡特別控除額、商品先物取引所得額、山林所得額、山林特別控除額、退職所得額、退職所得控除額、退職支払額、市町村源泉退職所得割額、都道府県源泉退職所得割額、勤続年数、就職年月日、退職年月日、総合退職所得額、総合退職所得控除額、特例適用条文1、特例適用条文2、特例適用条文3、変動所得額、前年変動所得額、前々年変動所得額、臨時所得額、平均課税対象金額、免税所得額、肉用牛売却価格、肉用牛免税対象所得額、肉用牛免税対象外所得額、非課税所得額、申告0円所得区分01、申告0円所得区分02、申告0円所得区分03、申告0円所得区分04、申告0円所得区分05、申告0円所得区分06、申告0円所得区分07、申告0円所得区分08、申告0円所得区分09、申告0円所得区分10、最高所得区分、総所得金額、合計所得金額、総所得金額等、所得税総所得金額、所得税合計所得金額、所得税総所得金額等、総所得損通所得額、総合短期損通所得額、総合長期損通所得額、短期一般損通所得額、短期軽減損通所得額、長期一般損通所得額、長期特定損通所得額、長期軽減損通所得額、長期特別損通所得額、土地等雑損通所得額、超短期損通所得額、山林損通所得額、株式譲渡損通所得額、商品先物取引損通所得額、退職損通所得額、所得税総所得損通所得額、所得税総合短期損通所得額、所得税総合長期損通所得額、所得税短期一般損通所得額、所得税短期軽減損通所得額、所得税長期一般損通所得額、所得税長期特定損通所得額、所得税長期軽減損通所得額、所得税長期特別損通所得額、所得税土地等雑損通所得額、所得税超短期損通所得額、所得税株式譲渡損通所得額、所得税商品先物取引損通所得額、所得税山林損通所得額、所得税退職損通所得額、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模共済控除額、生命保険料控除額、所得税生命保険料控除額、生命保険料支払額、個人年金保険料支払額、損害保険料控除額、所得税損害保険料控除額、損害保険料支払額、長期損害保険料支払額、寄付控除フラグ、寄付控除額、所得税寄付金控除額、合計控除額、所得税合計控除額、控対配区分コード、短名称、配偶者区分短名称、配特有無区分フラグ、短名称1、配偶者特別控除額、所得税配偶者特別控除額、配偶者合計所得金額、扶養一般該当人数、扶養年少該当人数、扶養特定該当人数、扶養老人該当人数、扶養同居老人該当人数、扶養特障該当人数、扶養同居特障該当人数、扶養普障該当人数、未成年区分コード、短名称、老年者区分コード、短名称、寡婦区分コード、短名称、障害者該当区分名称、勤労学生区分コード、短名称、住民税申告区分コード、短名称、本専区分コード、短名称、配専区分コード、短名称、青色専従該当人数、白色専従該当人数、専従者控除額、繰越損失額、純損失額、譲渡繰越損失額、雑損失額、特定株式損失額、当年純損失額、当年譲渡繰越損失額、当年雑損失額、当年特定株式損失額、前純損失額、前譲渡繰越損失額、前雑損失額、前特定株式損失額、前々純損失額、住民区分コード、短名称、個人法人区分コード、短名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、現住所郵便番号、現住所コード、現住所県名付加区分、現住所、現住所地番、現住所方書漢字、現住所部屋番号、現住所前漢字地番数値、現住所地番数値1、現住所地番数値2、現住所地番数値3、現住所後漢字地番数値、転入前住所郵便番号、転入前住所コード、転入前住所、転入前住所地番、転入前住所方書漢字、転入前部屋番号、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名部屋番号、宛名前漢字地番数値、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名後漢字地番数値、生年月日、性別区分コード、短名称、続柄名称漢字、宛名行政区コード、宛名消除区分、宛名増減事由コード、増減異動日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税ファイル2

自治体コード,個人番号,対象年度,履歴番号,サブ履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,履歴判定,徴収区分名称,決議年月日,住民税異動区分名称1,異動年月日,住民税整理番号,前々譲渡繰越損失額,前々雑損失額,前々特定株式損失額,株式譲渡上場所得額,所得税株式譲渡上場所得額,所得税株式譲渡所得額,株式譲渡フラグ,株式譲渡上場損通所得額,所得税株式譲渡上場損通所得額,株式含む合計所得金額,先物取引損失額,当年先物取引損失額,前々先物取引損失額,前々先物取引損失額,所得税総所得課税額,所得税短期一般課税額,所得税短期軽減課税額,所得税長期一般課税額,所得税長期特定課税額,所得税長期軽減課税額,所得税長期特別課税額,所得税土地等雑課税額,所得税超短期課税額,所得税株式課税額,所得税商品先物取引課税額,所得税山林課税額,所得税退職課税額,総所得所得税額,短期一般所得税額,短期軽減所得税額,長期一般所得税額,長期特定所得税額,長期軽減所得税額,長期特別所得税額,土地等雑所得税額,超短期所得税額,株式所得税額,商品先物取引所得税額,山林所得税額,退職所得税額,所得税配当控除額,住宅借入金特別控除額,その他特別控除額,定率控除前所得税額,所得税災害減免額,所得税外国税額控除額,所得税特別減税額,所得税定率控除額,定率控除後所得税額,所得税額,所得税額チェックフラグ,総所得課税額,短期一般課税額,短期軽減課税額,長期一般課税額,長期特定課税額,長期軽減課税額,長期特別課税額,土地等雑課税額,超短期課税額,株式課税額,商品先物取引課税額,山林課税額,退職課税額,市町村総所得所得割額,市町村短期一般所得割額,市町村短期軽減所得割額,市町村長期一般所得割額,市町村長期特定所得割額,市町村長期軽減所得割額,市町村長期特別所得割額,市町村土地等雑所得割額,市町村超短期所得割額,市町村株式所得割額,市町村商品先物取引所得割額,市町村山林所得割額,市町村退職所得割額,市町村算出所得割額,市町村配当控除額,市町村外国税額控除額,市町村調整額,市町村特別減税額,市町村定率控除額,市町村免税額,市町村所得割額,市町村端数切捨所得割額,市町村特別減税前所得割額,市町村定率控除前所得割額,市町村均等割額,市町村民税額,都道府県総所得所得割額,都道府県短期一般所得割額,都道府県短期軽減所得割額,都道府県長期一般所得割額,都道府県長期特定所得割額,都道府県長期軽減所得割額,都道府県長期特別所得割額,都道府県土地等雑所得割額,都道府県超短期所得割額,都道府県株式所得割額,都道府県商品先物取引所得割額,都道府県山林所得割額,都道府県退職所得割額,都道府県算出所得割額,都道府県配当控除額,都道府県外国税額控除額,都道府県調整額,都道府県特別減税額,都道府県定率控除額,都道府県免税額,都道府県所得割額,都道府県端数切捨所得割額,都道府県特別減税前所得割額,都道府県定率控除前所得割額,都道府県均等割額,都道府県民税額,課税非課税区分名称,所得割非課税フラグ,均等割非課税フラグ,年税額,市町村所得割減免額,市町村均等割減免額,都道府県所得割減免額,都道府県均等割減免額,予備金額1,予備金額2,予備金額3,予備金額4,予備金額5,予備項目1,予備項目2,予備項目3,予備項目4,予備項目5,株式上場課税額,所得税株式上場課税額,肉牛軽減課税額,市町村株式上場所得割額,都道府県株式上場所得割額,市町村肉牛軽減所得割額,都道府県肉牛軽減所得割額,株式上場所得税額,肉牛軽減所得税額,配当割控除額,株式譲渡割控除額,市町村定率控除後所得割額,都道府県定率控除後所得割額,控除超過額,居住用特定譲渡所得額,居住用特定損失額,市町村株式譲渡配当割控除額,都道府県株式譲渡配当割控除額,市町村65歳以上の特例控除額,都道府県65歳以上の特例控除額,市町村調整控除額,都道府県調整控除額,市町村控除不足額,都道府県控除不足額,市町村内充当額,都道府県内充当額,市町村外充当額,都道府県外充当額,標準税率市町村総所得,標準税率市町村山林,標準税率市町村退職,標準税率市町村算出所得割,標準税率市町村調整額,標準税率市町村所得割,標準税率市町村所得割端数切捨,標準税率市町村均等割,標準税率都道府県総所得,標準税率都道府県山林,標準税率都道府県退職,標準税率都道府県算出所得割,標準税率都道府県調整額,標準税率定率控除前都道府県所得割,標準税率定率控除後都道府県所得割額,標準税率都道府県65歳以上の特例控除額,標準税率都道府県所得割,標準税率都道府県所得割端数切捨,標準税率都道府県均等割,政党等寄付金特別控除額,耐震改修特別控除額,住宅借入金特別控除可能額,市町村住宅借入金特別控除可能額,都道府県住宅借入金特別控除可能額,市町村税源移譲減額,都道府県税源移譲減額,標準税率市町村税源移譲減額,標準税率都道府県税源移譲減額,国税更正日,住民区分コード,短名称,個人法人区分コード,短名称,世帯番号,編集済氏名漢字,編集済氏名カナ,現住所郵便番号,現住所コード,現住所県名付加区分,現住所,現住所番,現住所方書漢字,現住所部屋番号,現住所前漢字地番数値,現住所地番数値1,現住所地番数値2,現住所後漢字地番数値,転入前住所郵便番号,転入前住所コード,転入前住所,転入前住所番,転入前住所方書漢字,転入前部屋番号,宛名郵便番号,宛名住所コード,宛名県名付加区分,宛名住所,宛名地番,宛名方書漢字,宛名部屋番号,宛名前漢字地番数値,宛名地番数値1,宛名地番数値2,宛名地番数値3,宛名後漢字地番数値,生年月日,性別区分コード,短名称,続柄名称漢字,宛名行政区コード,宛名消除区分,宛名増減事由コード,増減異動日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税ファイル3

自治体コード、個人番号、対象年度、履歴番号、サブ履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、履歴判定、徴収区分名称、決議年月日、住民税異動区分名称1、異動年月日、住民税整理番号、登録区分、寄附金控除自治体分、寄附金控除都道府県指定分、寄附金控除市町村指定分、内私年金支払額、住民税年金種別、基礎控除対象フラグ、市町村寄附金控除額、都道府県寄附金控除額、内年金フラグ、内特徴フラグ、三徴収フラグ、居住開始年月日、住宅控除区分、住宅借入金残高、居住開始年月日2、住宅控除区分2、住宅借入金残高2、山林純損失額、当年山林純損失額、前山林純損失額、前々山林純損失額、株式配当損失額、分離配当所得額、分離配当損通所得額、所得税分離配当損通所得額、投資等税額控除額、所得税肉牛軽減課税額、所得税分離配当課税額、分離配当課税額、所得税分離配当所得額、市町村分離配当所得割額、都道府県分離配当所得割額、年金本徴収フラグ、年金仮徴収月数、年金仮徴収期別税額、控除不足反映済額、徴収税額特徴分、市町村所得割額特徴分、市町村均等割額特徴分、都道府県所得割額特徴分、都道府県均等割額特徴分、徴収税額普徴分、市町村所得割額普徴分、市町村均等割額普徴分、都道府県所得割額普徴分、都道府県均等割額普徴分、徴収税額半額年金分、市町村所得割額半額年金分、市町村均等割額半額年金分、都道府県所得割額半額年金分、都道府県均等割額半額年金分、徴収税額年金分、市町村所得割額年金分、市町村均等割額年金分、都道府県所得割額年金分、都道府県均等割額年金分、標準税率徴収税額特徴分、標準税率市町村所得割額特徴分、標準税率市町村均等割額特徴分、標準税率都道府県所得割額特徴分、標準税率都道府県均等割額特徴分、標準税率徴収税額普徴分、標準税率市町村所得割額普徴分、標準税率市町村均等割額普徴分、標準税率都道府県所得割額普徴分、標準税率都道府県均等割額普徴分、標準税率徴収税額半額年金分、標準税率市町村所得割額半額年金分、標準税率市町村均等割額半額年金分、標準税率都道府県所得割額半額年金分、標準税率都道府県均等割額半額年金分、標準税率徴収税額年金分、標準税率市町村所得割額年金分、標準税率市町村均等割額年金分、年金内訳切替フラグ、徴収税額変更フラグ、特徴内訳保有フラグ、編集用予備項目、住民区分コード、短名称、個人法人区分コード、短名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、現住所郵便番号、現住所コード、現住所県名付加区分、現住所、現住所地方書漢字、現住所部屋番号、現住所前漢字地番数値、現住所地方番数値1、現住所地方番数値2、現住所地方番数値3、現住所後漢字地番数値、転入前住所郵便番号、転入前住所コード、転入前住所、転入前住所地方書漢字、転入前部屋番号、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地方書漢字、宛名部屋番号、宛名前漢字地番数値、宛名地方番数値1、宛名地方番数値2、宛名地方番数値3、宛名後漢字地番数値、生年月日、性別区分コード、短名称、続柄名称漢字、宛名行政区コード、宛名消除区分、宛名増減事由コード、増減異動日、新生命保険料支払額、新個人年金保険料支払額、介護保険料支払額

(1) 個人住民税ファイル4

自治体コード、履歴番号、サブ履歴番号、個人番号、対象年度、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、処理状況コード、決議フラグ、最新判定、仮最新判定、退避最新判定、通番、決議用処理年月日、決議年月日、世帯外区分該当コード、扶養者個人番号、配偶者個人番号、扶養専従区分該当コード、扶養区分該当コード、障害者区分該当コード、同居特障区分該当コード、同居老人区分該当コード、専従区分該当コード、専従申告区分該当コード、専従者給与入力フラグ、専従者給与所得額、合計所得入力フラグ、合計所得金額、決議起因決議用処理年月日、株式含む合計所得金額、住民区分コード、短名称、個人法人区分コード、短名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、現住所郵便番号、現住所コード、現住所県名付加区分、現住所、現住所地方書漢字、現住所部屋番号、現住所前漢字地番数値、現住所地方番数値1、現住所地方番数値2、現住所地方番数値3、現住所後漢字地番数値、転入前住所郵便番号、転入前住所コード、転入前住所、転入前住所地方書漢字、転入前部屋番号、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地方書漢字、宛名部屋番号、宛名前漢字地番数値、宛名地方番数値1、宛名地方番数値2、宛名地方番数値3、宛名後漢字地番数値、生年月日、性別区分コード、短名称、続柄名称漢字、宛名行政区コード、宛名消除区分、宛名増減事由コード、増減異動日

(1) 個人住民税ファイル5

自治体コード、個人番号、対象年度、履歴番号、サブ履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、地域台帳番号、世帯台帳番号、個人台帳番号、混合世帯番号、氏名カナ、編集済氏名カナ、氏名漢字、編集済氏名漢字、世帯主氏名カナ、世帯主氏名漢字、元号フラグ、続柄コード、続柄名称漢字、宛名消除区分、宛名増減事由コード、増減異動日、記載順位、旧氏名カナ、旧氏名漢字、外国人本名、検索用氏名カナ、検索用旧氏名カナ、遡り異動対象区分フラグ、遡り対象判定年月日、住民区分コード、短名称、個人法人区分コード、短名称、世帯番号、現住所郵便番号、現住所コード、現住所県名付加区分、現住所、現住所地方書漢字、現住所部屋番号、現住所前漢字地番数値、現住所地方番数値1、現住所地方番数値2、現住所地方番数値3、現住所後漢字地番数値、転入前住所郵便番号、転入前住所コード、転入前住所、転入前住所地方書漢字、転入前部屋番号、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名住所、宛名地方書漢字、宛名部屋番号、宛名前漢字地番数値、宛名地方番数値1、宛名地方番数値2、宛名地方番数値3、宛名後漢字地番数値、生年月日、性別区分コード、短名称、宛名行政区コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 住民記録ファイル

自治体コード,個人履歴番号,個人番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,住民区分,住民区分名称,消除コード,改製番号,世帯番号,同定フラグ,任意世帯番号,住民票コード,旧世帯番号,旧世帯主氏名漢字,旧世帯主氏名漢字2,旧世帯主通称氏名漢字,旧世帯主併記氏名漢字,世帯主氏名カナ,世帯主氏名漢字,世帯主氏名カナ2,世帯主氏名漢字2,世帯主通称氏名カナ,世帯主通称氏名漢字,世帯主併記氏名カナ,世帯主併記氏名漢字,転入未届コード,再転入コード,再転入消除時世帯番号,続柄変更フラグ,姓カナ,名カナ,氏名区分,氏名カナ,氏名漢字,氏名カナ2,氏名漢字2,従前通称名有無フラグ,通称氏名カナ,通称氏名漢字,併記氏名カナ,併記氏名漢字,宛名氏名カナ,宛名氏名漢字,旧姓カナ,旧名カナ,旧氏名カナ,旧氏名漢字,旧氏名カナ2,旧氏名漢字2,現住所コード,現住所郵便番号,現住所,現住所地番,現住所方書カナ,現住所方書漢字,現住所前漢字地番数値,現住所地番数値1,現住所前漢字地番数値2,現住所前漢字地番数値3,現住所後漢字地番数値,入管法届出フラグ,住居地補正コード,入管法居住地住所コード,入管法居住地郵便番号,入管法居住地住所,入管法居住地地番,入管法居住地地方書カナ,入管法居住地地方書漢字,入管法居住地前漢字地番数値,入管法居住地地番数値1,入管法居住地地番数値2,入管法居住地後漢字地番数値3,入管法居住地後漢字地番数値,性別コード,性別名称,生年月日,元号フラグ,生年月日不詳フラグ,生年月日不詳コード,生年月日不詳文字,続柄コード,続柄名称漢字,記載順位,警告フラグ,筆頭者氏名漢字,本籍住所コード,本籍郵便番号,本籍住所,本籍地番,本籍前漢字地番数値,本籍地番数値1,本籍地番数値2,本籍地番数値3,本籍後漢字地番数値,前住所世帯主氏名漢字,前住所世帯主氏名漢字2,前住所コード,前住所郵便番号,前住所,前住所地番,前住所方書カナ,前住所方書漢字,前住所前漢字地番数値,前住所前漢字地番数値2,前住所前漢字地番数値3,前住所後漢字地番数値,住所変更前世帯主漢字,住所変更前世帯主漢字2,住所変更前世帯主通称氏名漢字,住所変更前世帯主併記氏名漢字,住所変更前住所コード,住所変更前郵便番号,住所変更前住所,住所変更前地番,住所変更前方書カナ,住所変更前方書漢字,住所変更前漢字地番数値,住所変更前漢字地番数値1,住所変更前漢字地番数値2,住所変更前漢字地番数値3,住所変更前後漢字地番数値,転入前住所世帯主漢字,転入前住所世帯主漢字2,転入前住所コード,転入前住所郵便番号,転入前住所,転入前住所地番,転入前住所方書カナ,転入前住所方書漢字,転入前住所前漢字地番数値,転入前住所前漢字地番数値1,転入前住所前漢字地番数値2,転入前住所前漢字地番数値3,転入前住所後漢字地番数値,転出予定先世帯主漢字,転出予定先世帯主漢字2,転出予定先住所コード,転出予定先郵便番号,転出予定先住所,転出予定先地番,転出予定先方書カナ,転出予定先方書漢字,転出予定先漢字地番数値,転出予定先漢字地番数値1,転出予定先漢字地番数値2,転出予定先漢字地番数値3,転出予定先後漢字地番数値,実定地世帯主氏名漢字,実定地世帯主氏名漢字2,実定地住所コード,実定地郵便番号,実定地住所,実定地地番,実定地方書カナ,実定地方書漢字,実定地前漢字地番数値,実定地地番数値1,実定地地番数値2,実定地地番数値3,実定地後漢字地番数値,住記異動事由コード,住記事由名称1,異動届出日,異動日,住民事由名称,住民届出日,住民日,住民日不詳フラグ,住民日不詳文字,外国人住民届出日,外国人住民日,住定届通知区分,住記住定事由コード,住記住定事由名称,住定届出日,住定日,住定日不詳フラグ,住定日不詳文字,記載事由コード,記載事由名称,記載届出日,記載日,消除届通知区分,消除事由コード,消除事由名称,消除届出日,消除日,消除日不詳フラグ,消除日不詳コード,消除日不詳文字,転出予定届出日,転出予定日,通知日,実定日,在留カード等番号,在留カード等番号区分,在留カード等番号区分名称,国籍コード,国籍名,第30条45規定区分,第30条45規定区分名称,在留資格コード,在留資格名称,在留期間コード年,在留期間コード月,在留期間コード日,在留期間名称年,在留期間名称月,在留期間名称日,在留期間終日,改製年月日,行政区コード,行政区名称,自治会コード,自治会名称,町内会コード,町内会名称,小学校区コード,小学校区名称,中学校区コード,中学校区名称,投票区コード,投票区名称,住所変更前行政区コード,住所変更前行政区名称,住所変更前自治会コード,住所変更前自治会名称,住所変更前町内会コード,住所変更前町内会名称,住所変更前小学校区コード,住所変更前小学校区名称,住所変更前中学校区コード,住所変更前中学校区名称,住所変更前投票区コード,住所変更前投票区名称,移行フラグ,処理番号,備考1年月日,備考1.60,備考2年月日,備考2.60,特定施設コード,住所変更前特定施設コード

(3) 宛名管理ファイル

自治体コード,個人番号,履歴番号,サブ履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,現居住地区コード,使用業務コード,同定フラグ,住民区分,住民区分コード短名称,住民区分コード短名称略称,住民日,住民届出日,住定日,実定日,個人法人区分,個人法人区分コード短名称,個人法人区分コード短名称略称,法人種別区分,法人種別区分コード短名称,法人種別区分コード短名称略称,共有者フラグ,世帯番号,世帯主氏名カナ,世帯主氏名漢字,氏名カナ,氏名漢字,編集済氏名カナ,編集済氏名漢字,旧氏名カナ,旧氏名漢字,検索用氏名カナ,検索用氏名漢字,検索用旧氏名カナ,検索用旧氏名漢字,国籍コード,国籍コード名称,現住所郵便番号,現住所コード,現住所県名付加区分,現住所,現住所地番,現住所方書カナ,現住所方書漢字,現住所部屋番号,現住所前漢字地番数値,現住所前漢字地番数値1,現住所前漢字地番数値2,現住所前漢字地番数値3,現住所後漢字地番数値,現住所行政区コード,現住所行政区名称,現住所自治会コード,現住所自治会名称,現住所町内会コード,現住所町内会名称,現住所小学校区コード,現住所小学校区名称,現住所中学校区コード,現住所中学校区名称,本籍地住所,転出先郵便番号,転出先住所コード,転出先住所,転出先地番,転出先方書カナ,転出先方書漢字,転出先部屋番号,転出先漢字地番数値,転出先漢字地番数値1,転出先漢字地番数値2,転出先漢字地番数値3,転出先後漢字地番数値,転入前住所郵便番号,転入前住所コード,転入前住所,転入前住所地番,転入前住所方書カナ,転入前住所方書漢字,転入前部屋番号,宛名郵便番号,宛名住所コード,宛名県名付加区分,宛名住所,宛名地番,宛名方書カナ,宛名方書漢字,宛名部屋番号,宛名前漢字地番数値,宛名地番数値1,宛名地番数値2,宛名地番数値3,宛名後漢字地番数値,宛名行政区コード,宛名行政区名称,宛名自治会コード,宛名自治会名称,宛名町内会コード,宛名町内会名称,宛名小学校区コード,宛名小学校区名称,宛名中学校区コード,宛名中学校区名称,宛名住所変更フラグ,生年月日,生年月日不詳フラグ,元号フラグ,性別区分,性別区分コード短名称,性別区分コード短名称略称,続柄コード,続柄名称漢字,外国人通称氏名カナ,外国人通称氏名漢字,外国人本名カナ,外国人本名,宛名消除区分,消除区分コード短名称,消除区分コード短名称略称,亡者フラグ,宛名異動事由コード,異動事由コード短名称,異動日,異動届出日,宛名増減事由コード,増減事由コード短名称,増減異動日,記載順位,混合世帯番号,任意世帯番号,親事業所コード,特徴指定番号,共有者人数,法人代表者氏名漢字,登録資格区分,登録資格区分名称,登録資格区分略称,個人履歴番号,宛名ソートキー

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(4) 収納・滞納管理ファイル

自治体コード、収納キー1、収納キー2、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、
決裁状態、旧自治体コード、個人番号、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月
日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、期割区分、調定年度、会計年度、前納報奨金、車両登録
キー、車検区分コード、減免コード、期別調定額、期別収納額、期別未納額、延滞金調定額、延滞金収納額、延滞金未納額、督促料調定額、督促料
収納額、督促料未納額、納期限、繰上前納期限、納期変更フラグ、収納年月日、領収年月日、繰越時調定額、繰越時収納額、繰越時未納額、繰
越調定額、繰越年月日、不納欠損額、表示用税目コード、表示用期月、随期フラグ、更正回数、収納回数、還付回数、充当回数、口振不能回数、納
通返戻設定カウンタ、納通返戻設定年月日、督促返戻設定カウンタ、督促返戻設定年月日、納通発送年月日、督促発行年月日、更正年月日、国
税更正年月日、更正届出年月日、更正請求年月日、更正通知年月日、過誤納金発生事由コード、過誤発生事由名称、法定納期限等、法定納
期限、業務固有キー、漢字業務固有キー、申告年月日、調定年月日、延長月数、重加算対象税額、納税計画対象額、納税計画状態コード、納税計
画カウンタ、執行停止カウンタ、不納欠損カウンタ、差押カウンタ、参加差押カウンタ、交付要求カウンタ、繰上徴収カウンタ、その他処分カウンタ、徴収猶予カウンタ、換
価猶予カウンタ、滞納整理組合カウンタ、納税承継カウンタ、督促停止カウンタ、催告停止カウンタ、納通公示カウンタ、督促公示カウンタ、電話催告停止カウンタ、
時効中断年月日、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番
号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛
名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地
区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	賦課情報の運用管理業務	
①委託内容	賦課情報ファイルの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	㈱日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	課税資料データパンチ業務	
①委託内容	給与支払報告書のデータパンチ業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイ・オー・プロセス 名古屋支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (12) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	西尾市(子ども部子育て支援課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一	
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先2～5		
移転先2	西尾市(総務部収納課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先3	西尾市(健康福祉部保険年金課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者	

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先4	西尾市(健康福祉部保険年金課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先5	西尾市(健康福祉部保険年金課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先6～10	
移転先6	西尾市(子ども部保育課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先7	西尾市(健康福祉部保険年金課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一	
②移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先8	西尾市(健康福祉部保険年金課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一	
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

移転先9	西尾市(子ども部保育課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先10	西尾市(子ども部子育て支援課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先11～15	
移転先11	西尾市(子ども部子育て支援課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在市内に住所を有する者



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 申告支援ファイル

IDX,個人番号,年度ID,履歴ID,PAGE ID,種目,終了年月日,所得の発生する場所,収入金合計,差引原価,差引金額,経費合計,特前所得,専従控除,青申控除,特後所得,源泉の対象となる収入金額,内事業消費,売上(収入)金額,仕入れ,売上原価小計,減価償却費,貸倒金,地代家賃,利子割引料,予備,租税公課,水道光熱費,旅費交通費,通信費,広告宣伝費,接待交際費,損害保険料,修繕費,消耗品費,福利厚生費,研修費(その他1),雑費,経費率,家内労働特例,一人親方,漁業,他事業分収入,他事給与分収入,家事消費,その他の収入,期首棚卸,期末棚卸,給与・賃金,リース(その他2),その他経費科目1,収入金,経費,特後所得,礼金権利金更新料,名義書換料,その他収入小計,借入金利子(合計),税理士・弁護士報酬(その他1),借入金利子(土地),印刷用通算前所得,賃貸料,その他(小作)収入,保証金・敷金(期末残高),外注・工賃,利子割引料(合計),その他経費小計,利子割引料(土地),住宅用・建物・一戸建,住宅用・建物・一戸建以外,住宅用・土地・契約件数,住宅用・土地・総面積,住宅用以外・建物・一戸建,住宅用以外・建物・一戸建以外,住宅用以外・土地・契約件数,住宅用以外・土地・総面積,駐車場・屋根付き(台),駐車場・青空(台),経費率,事業種目,カウンター(コード),免税フラグ,経費算入額合計,内免税按分額合計,内免税額合計,売上種目,売上金額,仕入金種目,仕入金額,貸家・貸地の別,用途(住宅用・住宅用以外等の別),所在地,氏名・住所,契約期間(自),契約期間(至),年額ダイレクト,貸付面積(m²),賃貸料(月額),賃貸料(年額),礼金,権利金,更新料,その他の収入(小作料),保証金・敷金(期末残高),年齢,月数,給与,賞与,経費算入額,源泉税額,経費算入額ダイレクト,経費算入額,氏名・住所,賃借物件,賃借料,権利金,更新料,経費算割合,借入金額,利子割引料(土地以外),利子割引料(土地),報酬金額,貸付金額,工事年月日,支払金額,名称,算入額・ダイレクト,賦課金・管理費,面積,是認控除限度額,算入額,源泉の名称,対象収入,源泉税額,日数,現物,経費算入割合,小作料・賃借料の別,支払額,経費算入割合,容認割合,経費算入額,期首棚卸金額ダイレクト,期首棚卸数量,期首棚卸高,本年に使用した飼料代,期首棚卸金額,期末棚卸数量,期末棚卸高,期末棚卸金額,計算方法,取得年月日,本年繰越額ダイレクト,前年繰越額,種苗費・種付料・素畜費,肥料農薬費,育成中作物収入,取得価格,本年繰越額,種別,取得年月日,売却年月日,親牛月数,育成月数,育成単価ダイレクト,売却牛の成熟額ダイレクト,期末棚卸金額ダイレクト,素畜費,育成単価*1,本年投下額,売却牛の成熟額,開始年月日,免税所得,専従控除(免税分),分離牛収入,分離牛経費,分離牛所得,東北標準経費率(平均経費額),販売金額,雑収入,収入小計,雇人費,地代賃借料(小作料),貸倒れ金,牛馬償却費,種苗費,素畜費,肥料費,飼料費,農具費,農薬衛生費,材料費,動力光熱費,作業衣料費,共済掛金,荷造り運賃,土地改良区費,車輛費(その他1)カスタム,拠出金(その他2)カスタム,税理士報酬(その他3),委託・施設利用(その他4),農産物以外の期首棚卸,農産物以外の期末棚卸,経費から差引果樹牛馬育成費用,農業衛生費,免税牛収入,免税牛経費,免税差引所得,家内特例経費,予備,東北標準経費率(平均経費額),諸材料費,共済掛金,土地改良費,車両費(その他1),各種負担金(その他2),その他,その他経費計,果樹償却費,荷造運賃,口蹄疫手当等の金額,手当等に係る損失の額及び費用,免税大正所得の額,農産物名,内事業消費フラグ,家事消費ダイレクト,期首棚卸ダイレクト,期末棚卸ダイレクト,収入合計ダイレクト,種類品名等の分類フラグ,作付面積,収穫量,販売数量,販売金額,販売単価等,家事消費数量,家事消費金額,期首棚卸数量,期首棚卸金額,期末棚卸数量,期末棚卸金額,収入合計,区分名称,個人番号,雑収入金額,種目・名称,相手住所・物件住所,相手氏名・販売先・支払先,本人住所,本人氏名,相手方個人番号,受取金額,面積・数量,種目(営業・不動産・農業),カウント,資産名称,備考,取得年月,償却方法,免税,牛馬・果樹,償却率,償却期間,前年末償却残高,償却費,償却費合計,本年未償却残高,有形無形,均等償却に入った?,旧計算式適用,耐用年数短縮あり,取得金額,基礎金額,耐用年数,経過年数,特別償却,算入割合,償却保証額,旧耐用年数,世帯番号,被扶養者個人番号,配偶者個人番号,被扶養者氏名,モード,印刷フラグ,保存フラグ,被配偶,被扶養,被専従,被扶養障害,非課税・ボツ,年金特徴フラグ,eTax出力対象,家屋敷・事業所,世帯外・住登外扶養あり,住登外課税294受領者,認定NPO法人寄附金控除選択フラグ,公益社団法人寄附金控除選択フラグ,徴収区分確認済み印刷するフラグ,口蹄疫特例適用フラグ,オリジナルフラグ,世帯主氏名,世帯主との続柄,現住所1,税理士,署名押印,金融機関名,金融機関種別,支店・支所名,支店種別,郵便局名,口座種別,職業,屋号・雅号,管轄税務署,整形世帯番号,納税者番号,口座番号,金融機関コード,局窓口受取,電話番号種別(A申・B申),申告者電話番号,翌年に申告書を送付しない,税理士電話番号,税理士法第30条の書面提出,税理士法第33条の2の書面提出,申告者郵便番号,インターネットを使用している,拡張簿冊番号1(12桁),非課税種目コード(印字用),印刷制御フラグ,事業税非課税所得番号,事業開業・廃業,事業税開廃年月日,他都道府県の事務所等,住借申請書印刷済みフラグ,294通知印刷済みフラグ,未申告呼出印刷済みフラグ,294通知先自治体コード,本人照会文書印刷済みフラグ,事業所照会文書印刷済みフラグ,他市照会文書印刷済みフラグ,重複照会文書印刷済みフラグ,所得証明印刷済みフラグ,償却申告印刷済みフラグ,資料せん印刷済みフラグ,連絡票印刷済みフラグ,扶養否認通知印刷済みフラグ,寄附金控除申請書印刷済み,294受領先自治体コード,住宅控除本人照会印刷済みフラグ,住宅控除事業所照会印刷済みフラグ,年間納付額証明印刷済みフラグ,保存時エラー(保存区分),保存時エラー(特徴関連),保存時エラー(前年徴収区分),保存時エラー(免税住申),保存時エラー(青申控除関連),保存時エラー(雑・一時所得),保存時エラー(消費税対象),保存時エラー(所得ダイレクト),保存時エラー(控除ダイレクト),保存時エラー(人的控除ダイレクト),保存時エラー(本人控除適用),保存時エラー(扶養続柄),保存時エラー(扶養未特定),保存時エラー(死亡・転出),保存時エラー(個人番号ブランク),保存時エラー(収用控除警告),保存時エラー(償却事前データ),保存時エラー(扶養要件),保存時エラー(その他の警告),住民税計算エラー(併徴不可能者),保存時エラー(前年事業申告有り),保存時エラー(住借控除固め),注意喚起(臨時福祉給付金),印刷用生成コード1,印刷日,特徴番号,個人整理番号,受給者番号,第2特徴番号,第2個人整理番号,第2受給者番号,旧特徴番号,旧個人整理番号,旧受給者番号,特徴年金事業所番号,優先給報事業所番号,優先給報ID,処理取消,処理月,処理回数,課税年度,賦課年度,期別,月迄,月以降,期迄,期以降,異動区分1(入力区分1),異動事由,修正事由,特普区分,申告区分,確申区分,年金区分,再計算エラーパス,給報枚数,年金枚数,異動年度,異動年月日,異動処理時間,eLTax給報明細有り,eLTax年金明細有り(社保庁以外),eLTax確申有り,eTax確申有り,KSK確申有り,最終履歴番号,変更区分,配偶者・控対配,配偶者・老配,配偶者・普通障害(内訳)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

配偶者・特別障害(内訳),配偶者・同居特障(内訳),配偶者・控対配とした専従者,本人・老年者,本人・寡婦一般,本人・寡婦特別,本人・寡夫本人・寡婦種目,本人・扶養親族あり,本人・生計一の子あり,本人・扶養親族である子あり,本人・勤労学生,本人・普通障害,本人・特別障害,扶養・一般扶養(人数),扶養・特定扶養(人数),扶養・老人扶養(人数),扶養・年少扶養(人数),扶養・同居老親(人数),扶養・同居特障(人数),扶養・普通障害(人数),扶養・特別障害(人数),扶養・成年扶養(人数),原爆控除,非課税の寡婦(夫),控配有りの寡婦(夫),配偶者情報2,扶養・前期特定扶養(人数),特例フラグ・総合短期,特例フラグ・総合長期,特例フラグ・分離短期一般,特例フラグ・分離短期軽減,特例フラグ・分離長期一般,特例フラグ・分離長期特定,特例フラグ・分離長期軽減,特例フラグ・分離譲渡準備1,特例フラグ・株式一般長期保有,特例フラグ・株式新規長期保有,特例フラグ・山林,特例フラグ・牛特例,特例フラグ・免税無し処理,未(不)申告区分(営),未(不)申告区分(農),未(不)申告区分(不),未(不)申告区分(利),未(不)申告区分(配),未(不)申告区分(給),未(不)申告区分(年),未(不)申告区分(雑),未(不)申告区分(譲短),未(不)申告区分(譲長),未(不)申告区分(一),未(不)申告区分(*),未(不)申告区分(短一),未(不)申告区分(短減),未(不)申告区分(長一),未(不)申告区分(長特),未(不)申告区分(長軽),未(不)申告区分(株上),未(不)申告区分(株未),未(不)申告区分(先物),未(不)申告区分(山),未(不)申告区分(退),未(不)申告区分(非),未(不)申告区分(上場株配当),未(不)申告区分(雑損),未(不)申告区分(医療費),未(不)申告区分(社保),未(不)申告区分(小規模),未(不)申告区分(生保),未(不)申告区分(地震),未(不)申告区分(寄附),未(不)申告区分(寡婦),未(不)申告区分(勤学・障害),未(不)申告区分(配偶),未(不)申告区分(配特),未(不)申告区分(扶養),未(不)申告区分(予備),未(不)申告区分(住借控除),未(不)申告区分(配当控除),未(不)申告区分(寄附金控除),未(不)申告区分(外税控除),未(不)申告区分(配株割控除),所得税で申告しない所得(営),所得税で申告しない所得(農),所得税で申告しない所得(不),所得税で申告しない所得(利),所得税で申告しない所得(配),所得税で申告しない所得(年),所得税で申告しない所得(雑),年調給報以外計算させない,所得税で申告しない所得(譲短),所得税で申告しない所得(譲長),所得税で申告しない所得(一),所得税で申告しない所得(*),所得税で申告しない所得(短一),所得税で申告しない所得(短減),所得税で申告しない所得(長一),所得税で申告しない所得(長特),所得税で申告しない所得(長軽),所得税で申告しない所得(株上),所得税で申告しない所得(株未),所得税で申告しない所得(先物),所得税で申告しない所得(山),所得税で申告しない所得(退),所得税で申告しない所得(予備),所得税で申告しない控除(雑損),所得税で申告しない控除(医療),所得税で申告しない控除(社保),所得税で申告しない控除(小規模),所得税で申告しない控除(生保),所得税で申告しない控除(地震),所得税で申告しない控除(寄附),所得税で申告しない控除(寡婦),所得税で申告しない控除(勤学障害),所得税で申告しない控除(配偶),所得税で申告しない控除(配特),所得税で申告しない控除(扶養),所得税で申告しない控除(予備),ダイレクトフラグ,営業(収入),農業・収入(全体),農業・収入(牛),不動産・収入,利子・収入,配当・収入,給与・収入,年金・収入,雑その他・収入,総合長期・収入,総合長期・収入,一時・収入,雑その他・収入(家内特例外),土地短期・収入,土地超短期・収入,分離短期(一般)・収入,分離短期(軽減)・収入,分離長期(一般)・収入,分離長期(特定)・収入,分離長期(軽減)・収入,株式(上場)・収入,株式(上場配当)・収入,株式(未公開)・収入,先物取引収入,山林・収入,退職・収入,分離牛収入,退職(報酬)・収入,営業(損通前差引),農業,免税所得,不動産,利子,配当(国),給与(所得),雑所得,雑(年金所得),雑(その他所得),非課税所得(その他),総合譲渡(短期・損前特前),総合譲渡(長期・損前特前),一時所得(差引特前),総合所得,被配偶者の合計所得,被専従者の専従者控除額(専給額),土地超短期,土地短期,分離短期(一般)・差引合計,分離短期(軽減)・差引合計,分離長期(一般)・差引合計,分離長期(特定)・差引合計,分離長期(軽減)・差引合計,退職所得(報酬分損通前),株式譲渡(上場配当),株式譲渡(非公開),株式譲渡(上場分),特定口座内保管上場株式所得,本年で上場株配当から差引く株式譲渡損失,先物取引,山林所得(損通前),退職所得(一般/2+報酬損通前),変動所得平均額⑦,繰越損失合計,臨時所得内雑所得分④,平均課税対象金額⑧,臨時・変動所得金額⑩,臨時所得③,変動所得(前年)⑥,変動所得(前々年)⑤,変動所得(本年)①,変動所得内雑所得②,翌年へ繰り越す先物取引損失,純損失繰越控除(総合),純損失繰越控除(土地超短期),純損失繰越控除(土地短期),純損失繰越控除(分離短期),純損失繰越控除(分離長期),純損失繰越控除(山林),雑損失繰越控除,本年で差引く株式譲渡損失,翌年へ繰り越す株式譲渡損失,特定居住用財産損失繰越控除,本年で差引く先物取引の差金等決済の損失,営業(損通後所得),配当,給与,雑(年金・その他),配当所得(株式通算後),総合譲渡(短期差引),総合譲渡(長期差引),総合譲渡(短期特後損前),総合譲渡(長期特後損前),一時所得(特後損前),総合譲渡(短期特控),総合譲渡(長期特控),一時所得(特控),総合譲渡(短期特後),総合譲渡(長期特後/2前),一時所得(特後損後/2前),ケ+(コ+サ)/2,年金所得(損通後),総合課税所得,総合譲渡(長期損後/2後),一時所得(損後/2後),分離短期(一般特前),分離短期(軽減特前),分離長期(一般特前),分離長期(特定特前),分離長期(軽減特前),分離短期(一般特控),分離短期(軽減特控),分離長期(一般特控),分離長期(特定特控),分離長期(軽減特控),分離短期(一般特後),分離短期(軽減特後),分離長期(一般特後),分離長期(特定特後),分離長期(軽減特後),株式譲渡(上場特前・差引),株式譲渡(非公開特前・差引),特定管理株式見なし譲渡損失(非公開),株式譲渡(上場配当・差引),株式譲渡(非公開損通後),株式譲渡(上場損通後),株式譲渡(上場配当損通後),山林(差引金額⑪),山林(特後損前),山林(特控),山林(特後),退職(一般分/2+報酬分損通後),合計所得(控除対象免税抜き),合計所得(控除対象免税込み),平均課税・調整所得⑩,平均課税・特別所得⑪,総合課税繰り損後,特定雑損失繰越控除,土地超短期繰り損後,土地短期繰り損後,短期一般繰り損後,短期軽減繰り損後,長期一般繰り損後,長期特定繰り損後,長期軽減繰り損後,株式上場配当繰り損後,株式非公開繰り損後,株式上場繰り損後,先物取引繰り損後,山林繰り損後,退職繰り損後,分離牛繰り損後,総所得(繰損後特前),総所得(繰損後特後),控除しきった後の繰損合計,分離短期(一般損前計算後),分離短期(軽減損前計算後),分離長期(一般損前計算後),分離長期(特定損前計算後),分離長期(軽減損前計算後),分離短期(一般住民税ずれる特前),分離短期(軽減住民税ずれる特前),分離長期(一般住民税ずれる特前),分離長期(特定住民税ずれる特前),分離長期(軽減住民税ずれる特前),分離短期(軽減住民税ずれる特前),分離長期(軽減住民税ずれる特前),分離長期(一般住民税ずれる特前),分離長期(特定住民税ずれる特前),分離長期(軽減住民税ずれる特前),雑損控除,医療費控除,社会保険料控除,小規模企業共済控除,生命保険控除,地震保険控除,寄附金控除・控除,配偶者控除,配偶者特別控除,配偶者・合計所得,扶養控除,本人控除・寡婦夫,本人控除・勤労学生,障害者控除,寡婦・寡夫,勤学・障害,基礎控除,⑥~⑮までの所得控除合計,所得控除合計専従者控除合計,青中控除合計,民税:総合課税標準,総合課税標準,土地超短期課税標準,土地短期課税標準,分離短期一般課税標準,分離短期軽減課税標準,分離長期一般課税標準,分離長期特定課税標準,分離長期軽減課税標準,民税:課税標準合計,株式課税標準(上場配当),株式課税標準(未公開)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

株式課税標準(上場),先物取引課税標準,山林課税標準,退職課税標準,牛特例課税,総課税所得,平均課税・調整所得税額⑫,平均課税・特別所得税額⑬,総合税額,土地超短期税額,土地短期税額,分離短期(一般)税額,分離短期(軽減)税額,分離長期(一般)税額,分離長期(特定)税額,分離長期(軽減)税額,株式税額(上場配当),株式税額(未公開),株式税額(上場),先物取引税額,山林税額,退職税額,分離牛税額,総税額合計(総税額合計(H18税法)),所得税+復興所得税,配当控除,投資・リース税額控除,住宅借入金控除(可能額),政党等寄附金控除,住宅耐震改修特別控除,電子証明等特別控除,差引税額,災害減免額,外国税額特別控除,外国所得税額,寄附金控除合計(税額控除),再差引税額(基準所得税),復興所得税(2.1%),住宅借入金控除(控除済額),源泉税額合計,申告納税額,第1期予定納税額,第2期予定納税額,納める税額(第3期),延納額(先納付額),延納額(届出額),納める税額(計算値),未納付の源泉徴収税額,申告納税額の増加額,第3期分の税額の増加額,還付される税額,民税:特徴分の住借控除額,民税:住借控除可能額,民税:雑損控除,民税:医療費控除,民税:生保控除補正後,民税:個人年金控除(内),民税:地震保険料控除,民税:旧長期損保控除(内),民税:,民税:配偶者控除,民税:配偶者特別控除,民税:扶養控除,民税:本人控除・寡婦夫,民税:本人控除・勤労学生,民税:障害者控除,民税:基礎控除,民税:控除合計,民税:合計所得,民税:配当控除(税額控除),民税:市町村民税県民税合計,配專(人数),他専(人数),家内労働特例経費,平均課税・平均税率⑬,給与所得等,総所得金額等の5%,総所得金額等の10%,総合所得金額等の40%,総税額の25%,源泉税額(雑その他十一時+退職),配当に関する住民税の特例,非居住者の特例,事業用資産の譲渡損失,非課税所得・旧非課税事業の所得,損通の特例適用前の不動産所得,リザーブ,技術等海外取引に係る所得の特別控除,特徴税額,集合税済額,特定居住用財産の譲渡損失分(後),特定居住用財産の譲渡損失分(前),当該譲渡資産の住宅借入金残高,民税:市町村税還付額,民税:道府県税還付額,民税:住借控除見込額,民税:市町村住借控除額,民税:道府県住借控除額,民税:市町村外国税控除額,民税:道府県外国税控除額,民税:市町村寄附金税額控除,民税:道府県寄附金税額控除,民税:介護保険控除(内),特定震災指定寄附金控除,認定NPO法人寄附金控除,公益社団法人等寄附金控除,民税:特徴分の配当控除額,民税:特徴分の寄附金控除額,民税:特徴分の外税控除額,民税:特徴分の配株割控除額,営業・家内特例経費合計,営業・専従合計,営業・青申合計,営業・源泉合計,農業・家内特例経費,農業・専従(全体),農業・専従(牛),農業・青申合計,農業・免税牛収入,農業・免税牛経費,農業・免税牛所得,農業・分離牛経費,農業・分離牛所得,不動産・専従合計,不動産・青申合計,利子・源泉合計,配当・負債利子合計,配当・源泉合計,配当・利益配当(申告しない分),配当・利益配当,配当・一般外貨建証券投信,配当・私募証券投信,配当・特定外貨建証券投信,配当・利益配当(少額内書),配当・一般外貨建証券投信(少額内書),配当・私募証券投信(少額内書),配当・特定外貨建証券投信(少額内書),給与・専給収入(内書),給与・報酬分収入(内書き),給与・源泉合計,給与・特定支出(支出額),給与・特定支出控除額(計算値),給与・所得控除,年金・源泉合計,年金・所得控除,その他・経費合計,その他・源泉合計,その他・家内特例経費,総合短期・経費合計,総合長期・経費合計,一時・経費合計,一時・源泉合計,土地短期・経費,土地短期・専従,土地短期・青申,株式(上場配当)・経費合計,土地超短期・経費,土地超短期・専従,土地超短期・青申,株式(特定口座)・源泉税額,株式(上場)・経費合計,株式(非公開)・経費合計,特定投資株式取得控除(上場),特定投資株式取得控除(非公開),山林・差引⑤,山林・専従者控除,先物取引・決済額,先物取引・手数料等,山林・必要経費⑭,山林・森林計画特別控除,山林・青申控除,山林・伐採運搬費,山林・被災損失,退職・勤続年数,退職・所得控除,退職・源泉税額,不動産・源泉税額,分離短期(一般)・経費,分離短期(軽減)・経費,分離長期(一般)・経費,分離長期(特定)・経費,分離長期(軽減)・経費,配当・一般外貨建証券投信(申告しない分),配当・私募証券投信(申告しない分),配当・特定外貨建証券投信(申告しない分),住民税:配当割控除額,住民税:株式譲渡所得割控除額,民税:配偶者控除(H23時限)V7 D139,民税:扶養控除(H23時限)V7 D140,民税:障害者控除(H23時限)V7年特,民税:控除合計(H23時限),退職(報酬)・勤続年数,退職(報酬)・所得控除,退職(報酬)・重複期間,雑損・損害金額,雑損・補填金額,雑損・差引損失額,雑損・関連支出,医療費・支払医療費合計,医療費・補填金額合計,医療費・差引負担額,社保・源泉分,社保・社保・国保,社保・国年,社保・農年,社保・介護,社保・年金基金,社保・その他掛金,小規模・源泉分,小規模・掛金合計,社保・源泉自動集計(主に年金),生保・源泉控除額,生保・源泉分旧個人年金支払額,生保・旧一般保険料合計,生保・一般控除額計算,生保・旧個人保険料合計,生保・個人控除額計算,地保・源泉控除額,地保・源泉分旧長期支払,地保・地震保険料合計,地保・地震控除額,地保・旧長期保険料合計,地保・旧長期控除額,寄附・特定寄附金額,寄附・日赤分支払額,寄附・政党等寄附金額,配偶者・障害者控除,控配専従の専給額,扶養・障害者控除,特定支出控除種類,本人・寡婦夫控除,本人・勤労学生控除,本人・障害者控除,社保・後期高齢者医療保険,寄附金・市区町村分,寄附金・都道府県分,寄附金・ふるさと納税分,寄附金・都道府県市区町村両方該当分,生保・介護医療保険料合計,生保・新規生保保険料合計,生保・新規個人年金保険料合計,生保・介護保険控除額計算,生保・源泉分新規生保支払額,生保・源泉分旧生保支払額,生保・源泉分新規個人年金支払額,生保・源泉分介護保険支払額,地震・源泉分地震保険支払額,予備金額,H18税法改正前の(給与等の)所得金額,H18税法改正前の山林所得,H18税法改正前の退職所得,⑫に対する税額,⑬に対する税額,⑭に対する税額,H18税法改正前の所得控除の合計額,H18税法改正前の課税所得,H18税法改正前の租税条約の利子配当,H18税法改正前の税額合計⑮+⑯,分離内用牛売却価格の税額,分離短期譲渡の税額,分離長期譲渡の税額,株式譲渡の税額,H18税法改正前の配当控除,H18税法改正前の投資・リース控除,H18税法改正前の⑮+⑯-⑰-⑱,住借特別控除計算用所得税額,⑲-⑳-㉑税額控除後,⑰,⑱の何れか少ない金額,寄附・特定震災指定寄附金額,所得の80%,寄附・認定NPO寄附所得税該当,寄附・公益社団法人寄附所得税該当,寄附・認定外NPO寄附・市区町村,寄附・認定外NPO寄附・都道府県,寄附・認定外NPO寄附・両方該当,寄附・震災関連寄附金額(税額控除を選択しない分がある場合に入力),寄附・認定外NPO寄附・ふるさと,利子・所得の種類,利子・所得の場所,配当・所得の種類,配当・所得の場所,給与・所得の種類,年金・所得の種類,雑その他・所得の種類,雑その他・所得の場所,総合短期・所得の種類,総合長期・所得の場所,総合長期・所得の種類,総合長期・所得の場所,一時・所得の種類,一時・所得の場所,土地短期・所得の種類,土地短期・所得の場所,土地超短期・所得の種類,土地超短期・所得の場所,分離短期・一般・所得の種類,分離短期・一般・所得の場所,分離短期・軽減・所得の種類,分離短期・軽減・所得の場所,分離譲渡・予備・所得の種類,分離譲渡・予備・所得の場所,分離長期・一般・所得の種類,分離長期・一般・所得の場所,分離長期・特定・所得の種類,分離長期・特定・所得の場所,分離長期・軽減・所得の種類,分離長期・軽減・所得の場所,株式・一般・所得の種類,株式・一般・所得の場所,株式・上場・所得の種類,株式・上場・所得の場所,先物取引・所得の種類,先物取引・所得の場所,山林・所得の種類,山林・所得の場所,退職・所得の種類,退職・所得の場所,雑損・原因,雑損・種類,医療費・氏名,医療費・続柄,医療費・医療施設,寄附金・寄附先,本人・勤労学生(学校名)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

被災事業用資産の種類など(営業・農業),被災事業用資産の種類など(不動産),被災事業用資産の種類など(山林),損害の原因(営業・農業)損害の原因(不動産),損害の原因(山林),備考,損害年月日(営業・農業),損害年月日(不動産),損害年月日(山林),Sダイヤクト,経常(配当含)・通算前,上場株配当・株式内通算後,空き,経常(配当含)・通算前,分離短期・通算前,総合短期・通算前,分離長期・通算前,総合長期・通算前,一時・通算前,山林・通算前,退職・通算前,株式・未公開・通算後,株式・上場・通算後,経常・第1次通算後,総合短期・第1次通算後,分離長期・第1次通算後,総合長期・第1次通算後,一時・第1次通算後,山林・(61),経常・第2次通算後,総合短期・第2次通算後,分離長期・第2次通算後,総合長期・第2次通算後,一時・第2次通算後,山林・第2次通算後,退職・(62),経常・第3次通算後,総合短期・第3次通算後,分離長期・第3次通算後,総合長期・第3次通算後,一時・第3次通算後,山林・第3次通算後,退職・第3次通算後,経常・損失額又は所得,総合短期・損失額又は所得,分離長期・損失額又は所得,(総合長期+一時)÷2・損失額又は所得,山林・損失額又は所得,退職・損失額又は所得,住民税の雑損失繰越控除,損失額又は所得金額の合計額,住民税の特定雑損失繰越控除,分離短期差引金額,分離長期差引金額,青色申告者の損失の金額,居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額,変動所得の損失額,営業・農業の損害金額,不動産の損害金額,山林の損害金額,営業・農業の補てん金額,不動産の補てん金額,山林の補てん金額,営業・農業の差引損失額,不動産の差引損失額,山林の差引損失額,山林所得に係る被災事業用資産の損失額,山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額,3年前青申山林以外の損失A,3年前青申山林の損失A,3年前白申変動所得の損失A,3年前白申山林以外の損失A,3年前白申山林の損失A,3年前特定居住用財産の譲渡損失A,3年前雑損失A,2年前青申山林以外の損失A,2年前青申山林の損失A,2年前白申変動所得の損失A,2年前白申山林以外の損失A,2年前白申山林の損失A,2年前特定居住用財産の譲渡損失A,2年前雑損失A,前年青申山林以外の損失A,前年青申山林の損失A,前年白申変動所得の損失A,前年白申山林以外の損失A,前年白申山林の損失A,前年特定居住用財産の譲渡損失A,前雑損失A,3年前青申山林以外の損失B,2年前青申山林以外の損失B,2年前青申山林以外の損失(繰越す),2年前青申山林の損失(繰越す),2年前白申変動所得の損失(繰越す),2年前白申山林以外の損失(繰越す),2年前白申山林の損失(繰越す),2年前特定居住用財産の譲渡損失(繰越す),2年前雑損失(繰越す),前年青申山林以外の損失(繰越す),前年青申山林の損失(繰越す),前年白申変動所得の損失(繰越す),前年白申山林以外の損失(繰越す),前年白申山林の損失(繰越す),前年特定居住用財産の譲渡損失(繰越す),前雑損失(繰越す),株式譲渡所得から差し引く損失額,先物取引所得から差し引く損失額,雑損控除,医療費控除および寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額,翌年以降に繰り越される雑損失,翌年以降に繰り越される株式譲渡損失,翌年以降に繰り越される先物取引損失,配当所得から差し引く損失額(76),株式譲渡所得の金額①,上場株式譲渡損失の金額②,特定譲渡損失の金額③,3年前株式譲渡損失A,2年前株式譲渡損失B,前年株式譲渡損失C,2年前繰越した株式譲渡損失⑦,前年繰越した株式譲渡損失⑧,住民税で翌年以降に繰り越される雑損失,先物取引所得雑所得等の金額,3年前先物取引損失,3年前差し引く先物取引損失,3年前先物取引雑所得差引金額,2年前先物取引損失,2年前差し引く先物取引損失,2年前繰り越す先物取引損失額,2年前先物取引雑所得差引金額,前年先物取引損失,前年差し引く先物取引損失,前年繰り越す先物取引損失額,前年先物取引雑所得差引金額,3年前引ききれなかった雑損失額,3年前総合課税から差し引く雑損失,3年前先物取引から差し引く雑損失,2年前引ききれなかった雑損失額,2年前総合課税から差し引く雑損失,2年前先物取引から差し引く雑損失,前年引ききれなかった雑損失額,前年総合課税から差し引く雑損失,前年先物取引から差し引く雑損失,先物取引雑所得の差引金額(損失額),先物取引雑所得の金額(①),本年から差し引く損失額(①)-(22),翌年に繰り越す損失額(⑦)+(11),翌年に繰り越す損失額(⑦)+(11)+(22),翌年に繰り越す特定雑損失額,3年前株式譲渡損失(配当)E,2年前株式譲渡損失(配当)G,前年株式譲渡損失(配当)I,住民税で翌年以降に繰り越される特定雑損失,前年被災純損失山林以外A,前年被災純損失山林A,前年特定雑損失A,2年被災純損失山林以外A,2年被災純損失山林A,2年特定雑損失A,3年被災純損失山林以外A,3年被災純損失山林A,3年特定雑損失A,4年被災純損失山林以外A,4年被災純損失山林A,4年特定雑損失A,5年被災純損失山林以外A,5年被災純損失山林A,5年特定雑損失A,H22年事業資産震災損失額タ,H23年事業資産震災損失額チ,事業用固定資産の合計ツ,H22年不動産等資産震災損失額テ,H23年不動産等資産震災損失額ト,不動産山林用固定資産の合計ナ,事業所得要件判定該当,不動産所得等要件判定該当,翌年繰越損失要件非該当・被災以外70,翌年繰越損失要件非該当・被災70',翌繰越損失山林以外棚卸震災損失73',翌繰越損失山林以外固定震災損失73',翌繰越損失不動産固定震災損失74',翌繰越損失山林固定震災損失75',山林所得係損失非該当被災純損失76',山林所得係損失該当特定被災純損失76,山林以外所得係損失非該当被災純損失77',山林以外所得係損失該当特定被災純損失77,住民税の純損失繰越控除,住民税で翌年以降に繰り越される純損失繰越,住民税の山林損失繰越控除,住民税で翌年以降に繰り越される山林損失繰越,住民税の居住用損失繰越控除,住民税で翌年以降に繰り越される居住用損失繰越,住民税の雑損失繰越控除2年前,住民税の特定雑損失繰越控除2年前,住民税の雑損失繰越控除前3年前,住民税の特定雑損失繰越控除前3年前,住民税の雑損失繰越控除前4年前,住民税の特定雑損失繰越控除前4年前,住民税の雑損失繰越控除前5年前,住民税の特定雑損失繰越控除前5年前,住民税の純損失繰越控除2年前,住民税の山林損失繰越控除2年前,住民税の居住用損失繰越控除2年前,住民税の純損失繰越控除3年前,住民税の山林損失繰越控除3年前,住民税の居住用損失繰越控除3年前,青色要件該当前年被災純損失山林以外A,青色要件該当前年被災純損失山林A,青色要件該当前年被災純損失山林以外B,白色要件該当前年被災純損失山林以外A,白色要件該当前年被災純損失山林A,白色要件該当前年被災純損失山林以外B,青色要件該当2年被災純損失山林以外A,青色要件該当2年被災純損失山林A,白色要件該当2年被災純損失山林以外A,白色要件該当2年被災純損失山林A,白色要件該当2年被災純損失山林以外B,白色要件該当2年被災純損失山林B,青色要件該当3年被災純損失山林以外A,青色要件該当3年被災純損失山林A,白色要件該当3年被災純損失山林以外A,白色要件該当3年被災純損失山林A,青色要件該当4年被災純損失山林以外A,青色要件該当4年被災純損失山林A,白色要件該当4年被災純損失山林以外A,白色要件該当4年被災純損失山林A,白色要件該当4年被災純損失山林以外B,青色要件該当5年被災純損失山林以外A,青色要件該当5年被災純損失山林A,白色要件該当5年被災純損失山林以外A,白色要件該当5年被災純損失山林A,白色要件該当5年被災純損失山林以外B,住居表示,土地その他,建物その他,利用その他,売った理由その他,買主住所,買主氏名,買主職業,建物の構造・その他,土地種類,建物種類,利用状況,売買契約日,引渡日,土地分子

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

土地分母,建物分子,建物分母,共有1分子(土地),共有1分母(土地),建物の購入・建築価格(標準),代金受領状況1,理由,建物の構造,共有1分子(建物),共有1分母(建物),土地代金合計ダイレクト,建物代金合計ダイレクト,取得費ダイレクト,譲渡費用ダイレクト,収入合計(譲渡価格)ダイレクト,経費合計(必要経費)ダイレクト,損前特前ダイレクト,損後特前ダイレクト,特別控除ダイレクト,繰損後特前ダイレクト,特後所得ダイレクト,買換取得費用ダイレクト,償却費相当額ダイレクト,共有2分母(建物),条文,特例条文名称・選択,条文2桁,次2桁,の次1桁,項1桁,号1桁,予備,買替,買替条文名称・選択,交換買換の収入,上記必要経費,差引金額,特定事業用資産買換収入,特定事業用資産買換必要経費,譲渡価格,受領金額,土地代金合計,建物代金合計,購入・建築価格,残存割合,償却率,経過年数,償却費相当額,取得費,譲渡費用,買換取得費用,収入合計(譲渡価格),経費合計(必要経費),差引金額(収入一経費),損前特前(同所得内通算後),特前所得(損通後繰損前),特別控除,特前所得(損通後繰損後),特後所得,特前所得(住民税繰損後),面積(実測),面積(公簿),土地,面積(公簿)建物,土地購入内訳,土地購入先住所,土地購入先氏名,土地購入年月日,土地購入代金,建物購入内訳,建物購入先住所,建物購入先氏名,建物購入年月日,建物購入代金,費用の種類,支払先氏名,支払年月日,買換物件所在地,余白,種類,契約(予定)年月日,取得(予定)年月日,使用開始(予定)年月日,面積,費用の内訳,支払先住所,支払金額,居住開始年月日,増改築年月日,適用期間の特例,(震災)重複適用の特例,10年・15年選択(特例措法41の③),バリアフリー5年控除(特定増改築),特定の省エネ改修5年控除,認定長期優良住宅(特例措法41の⑤),認定省エネ建築物(特例措法41の④),適用回数,再居住開始日,年齢50歳以上(同居親族の場合65歳),障害者(1.に該当する方を除く),要介護認定又は要支援認定,証明書の要否,家屋土地が共有の持ち分・家屋,家屋土地が共有の持ち分・土地,持ち分・家屋1,持ち分・土地1,旧制度適用(経過措置),震災被災者再取得,ダイレクトフラグJT4,ダイレクトフラグJT16,ダイレクトフラグJT8,ダイレクトフラグJT20,ダイレクトフラグJT12,ダイレクトフラグJT24,ダイレクトフラグJT44,ダイレクトフラグJT48,ダイレクトフラグJT53,ダイレクトフラグJT56,ダイレクトフラグJT57,ダイレクトフラグJT62,家屋の取得対価の額,各共有者の登記上の持ち分・分子,各共有者の登記上の持ち分・分母,共有者氏名1(計算書),氏名(あなた)(連債),氏名(共有者)(連債),特定増改築同居者氏名(計算書),特定増改築同居者続柄(計算書),居住床面積・家屋,総床面積・家屋,居住床面積・土地,総床面積・土地,居住床面積・増改築,総床面積・増改築,居住用部分の割合・家屋,居住用部分の割合・土地,居住用部分の割合・合計,居住用部分の割合・増改築,家屋の居住用部分の割合・増改築,家屋の取得対価の額,家屋の持ち分分子,家屋の持ち分分母,家屋の取得対価の額計算値,土地の取得対価の額,土地の持ち分分子,土地の持ち分分母,土地の取得対価の額計算値,取得対価の補助金(家),取得対価の補助金(増改築),断熱改修工事の補助金,家屋・土地の取得対価の額,家屋の借入金年末残高,家屋の連帯債務分子,家屋の連帯債務分母,家屋の借入金年末残高計算値,土地の借入金年末残高,土地の連帯債務分子,土地の連帯債務分母,土地の借入金年末残高計算値,家屋・土地の借入金年末残高,家屋・土地の連帯債務分子,家屋・土地の連帯債務分母,家屋・土地の借入金年末残高計算値,家屋の取得対価に係る住宅借入金等の年末残高,土地の取得対価に係る住宅借入金等の年末残高,家屋・土地の取得対価に係る住宅借入金等の年末残高,居住用部分の家屋に係る住宅借入金等の年末残高,居住用部分の土地に係る住宅借入金等の年末残高,居住用部分の家屋・土地に係る住宅借入金等の年末残高,基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額,基礎となる住宅借入金等の年末残高の判定値,計算値(1)裏面,新築分の住借金控除額,増改築分の住借金控除額,取得対価の補助金(土地),断熱改修の補助金,特定断熱改修の補助金,借入金年末残高,連帯債務分子,連帯債務分母,借入金年末残高計算値,増改築の費用の額,共有持ち分分子,共有持ち分母,持ち分に係る増改築の費用の額,増改築の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高,居住用部分の費用の額,居住用部分の増改築に係る住宅借入金等の年末残高,特定増改築費用相当額⑩,高齢者居住改修工事の額⑩,交付を受ける補助金⑩,特定増改築費用の額⑩(⑩-⑪),持ち分に係る額特定増改築費用の額⑩,住宅取得控除の基礎となる住宅借入金等の年末残高,住宅取得控除額,特定断熱改修工事の額⑭,断熱改修工事の額⑬,特定増改築費用の額⑮,持ち分に対応する家屋の取得価格,土地の取得対価の額,持ち分に対応する土地の取得価格,計(A+D),計(C+F),自己資金,単独債務(当初金額),単独債務の年末残高,連帯債務(当初金額),連帯債務の年末残高,各人が負担すべき連帯債務,連債の借入金に対する負担割合,負担すべき連帯債務の年末残高,各人の新築購入に係る年末残高,補助金の名称,交付年月日,交付対象,ダイレクトフラグJT009,ダイレクトフラグJT010,ダイレクトフラグJT038,ダイレクトフラグJT064,ダイレクトフラグJT065,ダイレクトフラグJT066,ダイレクトフラグJT039,ダイレクトフラグJT040,断熱対象補助金の額,贈与の特例(家),贈与の特例(土地),贈与の特例(増改築),耐震改修標準額該当,特定改修一般標準額該当,特定改修太陽光発電標準額該当,特定改修高齢標準額該当,認定長期優良住宅標準額該当,平成22年度分で要介護3段上昇,長期優良住宅居住開始年月日,共有者かな1,共有者1,共有者2,住宅耐震改修特別控除,住宅特定改修特別税額控除,認定長期優良住宅特別税額控除,住宅耐震改修費用の額,住宅耐震改修標準的な費用の額,住宅耐震改修面積等,住宅耐震改修共有割合,住宅一般断熱改修費用の額,住宅一般断熱改修標準的な費用の額,住宅一般断熱改修面積等,住宅一般断熱改修共有割合,住宅一般断熱改修太陽電池出力,住宅高齢者居住改修費用の額,住宅高齢者居住改修標準的な費用の額,住宅高齢者居住改修面積等,住宅高齢者居住改修共有割合,認定長期優良住宅標準的な費用の額,認定長期優良住宅面積等,認定長期優良住宅共有割合,住宅耐震改修工事等の補助金,(一般)断熱改修工事等の補助金,認定長期優良居住用床面積,認定長期優良,認定長期優良(前年から繰越した額),認定長期優良(控除実績),認定長期優良(翌年に繰越す額),元生年月日,元カナ氏名,給報ID,事業所番号,事業所名,常に空欄,優先フラグ,特徴フラグ,専給フラグ,合算済み(再提出有り),再提出,従たる記載あり,エラーフラグ,エラーコード,給報出力済フラグ,単票チェックエラーフラグ,エラー確認済み,eLTax配信,給与/報酬の別,条約免除,控除後の金額,所得控除額合計,社会保険料控除額,生命保険料控除額,個人年金支払額(旧),地震保険料控除額,旧長期支払額,小規模企業共済,住宅借入金等特別控除額,国民年金保険料の金額,配偶者の合計所得,配偶者特別控除額,住宅借入金等特別控除可能額,控除計算値,生保控除計算値,納税額(源泉)計算値,住宅借入金等の額(1回目),被災分借入金等の額(1回目),災害者に係る徴収猶予税額,一般生命保険料支払額(新),個人年金支払額(新),介護保険料支払額,一般生命保険料支払額(旧),寄附金控除(予約),前職収入,前職社会保険料,前職源泉徴収税額,控対配,老配,特定扶養(人数),老人扶養(人数),同居老親(人数),普通障害(人数),特別障害(人数),同居特障(人数),乙欄,本人普通障害,本人特別障害,寡婦一般,寡婦特別,勤労学生,死亡退職,災害者,外国人,就退職年月日,死別(寡婦一般),居住開始年月日(1回目),住宅借入金等控除区分(1回目),被災分居住開始年月日1,被災住宅借入金等控除区分1,被災住宅借入金等控除適用数,前職退職年月日,前職事業所番号,前職事業所名称,納税義務者ID,バッチ合算時常に'1',合算済み区分コード,エラー確認済み

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

住登外課税,前職収入(収入金合算分),個人年金支払額,地震保険料控除額,住宅借入金等特別控除額,予約,住宅借入金等特別控除可能額,納税額(源泉)計算値,法203条の3第1号支払,法203条の3第2号支払,法203条の3第3号支払,法203条の3第1号源泉,法203条の3第2号源泉,法203条の3第3号源泉,一般生命保険料支払額(新),一般扶養(人数),年少扶養(人数),寡婦一般,寡夫,既婚の未成年,住宅借入金等控除適用数,前期特定扶養(16-18),被災居住開始年月日1,被災居住開始年月日2,被災住宅借入金等控除適用数,カウ
ンター,IID,ZID,種目・住所,収入,経費,源泉,支払の取扱者の名称,少額,分離,確定日,外貨建割合,非株式割合,負債利子,配当割控除,家
内特例対象外,銘柄,譲渡先(証券会社),本店支店名,譲渡年月日,収入区分,経費区分,特定口座該当,株式割控除,口数,名称等,所得の
生ずる場所(取扱者),支払確定日,GAP,支払通知区分(e-Tax記載時),決済方法,決済日,限月,決済額,手数料,数量,約定価格,事業所
経費種目,事業所,就職年月日,退職年月日,区分,役員報酬によるもの,重複年数,勤続年数,市区町村民税,都道府県民税,臨時分or変
動分,専従,所得,種目,資料ID,支払先の所在地・名称,支払(災害関連支出),証明書,証明者の名称(発行機関名等),氏名,医療
施設,治療内容,医療品名,領収書返却済みフラグ,支払,補填金,証明者の名称(医療機関名等),証明年月日,氏名・種類,続柄,保険会
社,地震・旧長期両方該当フラグ生保・個人年金旧契約フラグ,保険料,分類コード,寄附先名称,区分1 大きな区分分け。主に所得税の
みと住民税のみを分類する,区分2で3,8の時の都道府県・市区町村の別,税額控除対象増加に伴う区分3で区分1が4,5以外に設定,
支払日,配偶者,扶養者個人番号,氏名,続柄,性別,別居の住所,生年月日,同居,障害,情報,確申で控対配とした専従者,障害者控除額
(国),配偶者控除額(国),配偶者控除額(住),配偶者特別控除額(国),扶養控除額ダイレクト,扶養区分,扶養者個人番号,扶養控除額
(国),扶養控除額(住),障害者控除額(住),予備(障害),専従者控除額ダイレクト,専従月数(区分・情報2),自治体コード,専従者個人番
号,算入割合,専従者控除額,総所得,分離短期(一般),分離短期(軽減),分離長期(一般),分離長期(特定),分離長期(軽減),株式(未公
開),株式(上場),株式(上株配当),山林,分離牛収入,総合課税標準,分離短期(一般)課税標準,分離短期(軽減)課税標準,分離長期(一
般)課税標準,分離長期(特定)課税標準,分離長期(軽減)課税標準,株式(未公開)課税標準,株式(上場)課税標準,株式(上株配当)課
税標準,先物取引課税標準,山林課税標準,総合課税市町村税,土地超短期市町村税,土地短期市町村税,分離短期(一般)市町村税,分
離短期(軽減)市町村税,分離長期(一般)市町村税,分離長期(特定)市町村税,分離長期(軽減)市町村税,株式(未公開)市町村税,株式
(上場)市町村税,株式(上株配当)市町村税,先物取引市町村税,山林課税市町村税,退職課税市町村税,分離牛市町村税,総合課税道
府県税,土地超短期道府県税,土地短期道府県税,分離短期(一般)道府県税,分離短期(軽減)道府県税,分離長期(一般)道府県税,分
離長期(特定)道府県税,分離長期(軽減)道府県税,株式(未公開)道府県税,株式(上場)道府県税,株式(上株配当)道府県税,先物取
引道府県税,山林課税道府県税,退職課税道府県税,分離牛道府県税,市町村税所得割,市町村税配当控除,市町村税外国税額控除,
市町村税人的調整控除,市町村税老年者経過控除,市町村税その他税額控除,市町村税その他調整措置,市町村税配当割控除,市町
村税株式割控除,市町村税確定所得割額,市町村税減免所得割額,市町村税普通徴収所得割額,市町村税特別徴収所得割額,市町村
税均等割額,市町村税減免均等割額,市町村税地方目的税,市町村税その他法定外目的税,市町村税定率控除(普徴),市町村税定率
控除(特徴),市町村源泉退職税額,道府県税所得割,道府県税配当控除,道府県税外国税額控除,道府県税人的調整控除,道府県税老
年者経過控除,道府県税その他税額控除,道府県税その他調整措置,道府県税配当割控除,道府県税株式割控除,道府県税確定所得
割額,道府県税減免所得割額,道府県税普通徴収所得割額,道府県税特別徴収所得割額,道府県税均等割額,道府県税減免均等割額,
道府県税地方目的税,道府県税その他法定外目的税,道府県税定率控除(普徴),道府県税定率控除(特徴),道府県源泉退職税額,合
計年税額,普徴税額,特徴税額,年金特徴税額,徴収済税額,納入すべき税額,普徴繰入額,未徴収税額,6月(特徴),7月,8月,9月,10月,1
1月,12月,1月,2月,3月,4月,5月,13月(予備),1期(普徴),2期,3期,4期,5期(予備),6期(予備),随時(普徴),段階用課税標準額,退職
時給与支払額,控除社会保険料,資料せん・連絡票区別,給与支払者事業所番号,給与支払者所在地〒,給与支払者所在地ℓ,給与支
払者所在地,給与支払者名称,確申の有無,本人の確申,控除対象者の確申,誤控除区分,配偶者,(老人配偶者),配偶者特別控除,扶養
(特定),(同居老親),(老人),(同居特障),寡婦(夫),(特別),障害者,勤労学生,老年者,その他,誤控除者個人番号,誤控除者勤務先事業
所番号,誤控除者,氏名,続柄,職業(勤務先),控除否認区分,所得要件,重複扶養,重複専従,扶養控除等生計を一にして親族に非該当,
扶養控除等生計を一にして同居を非常況,扶養控除等生計を一にして実在しない,扶養控除等生計を一にしてその他,その他・割増,そ
の他・割増以外,扶養控除等(代表),重複控除者〒,重複控除者ℓ,配偶者割増控除,扶養親族割増控除,16未満の該当,重複控除者個
人番号,否認理由,所得要件,重複控除者氏名,重複控除者住所,誤控除区分その他,誤りの理由その他,割増控除誤り以外,その他の理
由,配特控除額,配特控除額正解,控除者の給与収入,控除者の給与所得,控除者のその他収入,控除者のその他所得,申告漏内容,所
得の種類,支払者(配当,不動産,給与),内容,収入金額,所得金額,源泉徴収税額,追加控除,社保種類,その他の事項,控配(老配),扶養
(合計),扶養(一般),扶養(老人),扶養(老親),扶養(特定),寡婦,予備→16歳未満の生年月日,社保控除額,控配(老配)の所得,地方公
共団体コード,新規・訂正・削除フラグ,資料番号,所得税確定申告有無,申告漏れ情報の有無,是正対象者控除額(誤),是正対象者控除
額(正),局署番号,整理番号,(e-Tax)利用者識別番号,是正対象者収入金額種別1,是正対象者収入金額1,是正対象者所得金額1,是
正対象者(合計)所得金額,是正対象者所得控除の額の合計額,是正対象者源泉徴収税額,是正対象者住宅借入金等特別控除額,是
正対象者摘要住宅借入金等特別控除可能額,是正対象者居住開始年月日,是正対象者所得支払者選択,是正対象者所得支払者番
号,是正対象者所得支払者名称,是正対象者所得支払者名称(カナ),是正対象者所得支払者所在地,是正対象者所得支払者電話番
号,是正対象被扶養者個人番号1,是正対象被扶養者氏名1,是正対象被扶養者生年月日1,是正対象被扶養者続柄区分1,是正対象
被扶養者確定申告有無1,是正対象被扶養者資料判別フラグ1(是正の内容),是正対象被扶養者は正理由フラグ1(是正の理由),是
正対象被扶養者所得区分1,是正対象被扶養者収入金額1,是正対象被扶養者(合計)所得金額1,是正対象被扶養者所得支払者選
択1,是正対象被扶養者所得支払者番号1,是正対象被扶養者名称1所得支払者,重複者,事業専従者,是正対象被扶養者カナ1所得
支払者,重複者,事業専従者,是正対象被扶養者所在地1所得支払者,重複者,事業専従者,是正対象被扶養者電話番号1所得支払者,
重複者,事業専従者,是正対象被扶養者否認理由補完1,申告漏れ所得区分1,申告漏れ収入金額1,申告漏れ所得金額1,申告漏れ社
会保険料控除額1,申告漏れ源泉徴収税額1,申告漏れ支払者選択1,申告漏れ支払者番号1,申告漏れ支払者名称1,申告漏れ支払
者カナ1,申告漏れ支払者所在地1

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

申告漏れ支払者電話1,連絡事項,プリントタイプ,プリントフラグ,プリンタ番号,リクエスト日付,リクエスト時間,オペレータコード,印刷モード,保存モード,合算保存,履歴保存,被扶養更新,非課税処理,更新理由,記録日付,記録時間,個人番号など,メモ,事業所番号,カナ,事業所名,入力枚数,支払合計,提出日,管理日,フラグ1,コメント,フラグコメント,納税者識別ID,出力済みフラグ,送信済みフラグ,受付番号,受付日時,DATA_IDKEY,

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、住民記録ファイル、宛名管理ファイル、収納・滞納管理ファイル、申告支援ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</p> <p>:正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</p> <p>（eLTAXからの入手分） ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が西尾市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</p> <p>:正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDとパスワードによる認証を行っている
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 :職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・システムの的にデータを多重化し、対策 ・データのバックアップを専用の施設に保管委託することで災害等への対策としている。 			

8. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年数回研修を行っている。 ・情報システム部門にて内部監査を行っている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部税務課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
②請求方法	指定様式の書面による提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/10,1295,37,481.html
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部税務課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年5月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-6-② 所属長	税務課長 永谷 和夫	税務課長 青山 秀樹	事後	
平成29年4月1日	I-6-② 所属長	税務課長 青山 秀樹	税務課長 高須 英樹	事後	
平成29年4月1日	II-④-委託事項2-③委託先名	アイチ情報システム株式会社	株式会社アイ・オー・プロセス 名古屋支店	事後	
平成30年4月1日	I-6-② 所属長	税務課長 高須英樹	税務課長 宮地将人	事後	
平成30年4月1日	II-④-委託事項2-①委託内容	給与支払報告書及び年金支払報告書のデータパンチ業務	給与支払報告書のデータパンチ業務	事後	
平成30年4月1日	II-5-移転先1~13-⑥移転方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	庁内連携システム	事後	
平成31年4月1日	I-2-システム3-②	一般社団法人地方税電子化協議会が...	一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月1日から地方税共同機構に移行)が	事後	
平成31年4月1日	I-2-システム4-②	一般社団法人地方税電子化協議会が...	一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月1日から地方税共同機構に移行)が	事後	
平成31年4月1日	I-6-② 所属長	税務課長 宮地 将人	税務課長	事後	
平成31年4月1日	II(個人住民税ファイル等)-3-①入手元	評価実施期間内の他部署(地域振興部市民課等)	評価実施期間内の他部署(市民部市民課等)	事後	
平成31年4月1日	II(個人住民税ファイル等)-3-④-使用部署	...企画部人事課...子ども課、地域振興部市民課...	...総合政策部人事課...保育課、市民部市民課...	事後	
平成31年4月1日	II(個人住民税ファイル等)-5-移転先2	西尾市(子ども部子ども課)	西尾市(子ども部保育課)	事後	
平成31年4月1日	II(個人住民税ファイル等)-5-移転先8	西尾市(地域振興部市民課)	西尾市(市民部市民課)	事後	
平成31年4月1日	II(個人住民税ファイル等)-5-移転先9	西尾市(地域振興部一色・吉良・幡豆支所)	西尾市(市民部一色・吉良・幡豆支所)	事後	
平成31年4月1日	II(申告支援ファイル)-3-①入手元	評価実施期間内の他部署(地域振興部市民課等)	評価実施期間内の他部署(市民部市民課等)	事後	
平成31年4月1日	II(申告支援ファイル)-3-④使用の主体-使用部署	...子ども課	...保育課	事後	
平成31年4月1日	II(申告支援ファイル)-5-移転先9	西尾市(子ども部子ども課)	西尾市(子ども部保育課)	事後	
令和4年4月1日	II(申告支援ファイル)-5-移転先10	西尾市(建設部建築課)	西尾市(都市整備部建築課)	事後	
令和4年4月1日	II(申告支援ファイル)-5-移転先11	西尾市(教育委員会学校教育課)	西尾市(教育委員会事務局学校教育課)	事後	
令和5年4月1日	II(個人住民税ファイル等)-4-委託事項2	株式会社アイ・オー・プロセス 名古屋支店	SCSKサービスウェア株式会社	事後	
令和5年4月1日	II(申告支援ファイル)-4-委託事項2	株式会社アイ・オー・プロセス 名古屋支店	SCSKサービスウェア株式会社	事後	
令和6年4月1日	I-4 法令上の根拠	番号法第9条別表第一の16の項	番号法第9条第1項及び別表の24の項	事後	
令和6年4月1日	I-5-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第7号	事後	
令和6年4月1日	II(個人住民税ファイル等)-4-委託事項2	SCSKサービスウェア株式会社	株式会社アイ・オー・プロセス 名古屋支店	事後	
令和6年4月1日	II(申告支援ファイル)-4-委託事項2	SCSKサービスウェア株式会社	株式会社アイ・オー・プロセス 名古屋支店	事後	
令和6年4月1日	II(個人住民税ファイル等)-4-委託事項1	㈱日立製作所 中部支社	㈱日立システムズ 中部支社	事後	
令和6年4月1日	II(申告支援ファイル)-4-委託事項1	㈱日立製作所 中部支社	㈱日立システムズ 中部支社	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の1の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の3の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	事後	ここから
令和6年9月3日	II-5 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の4の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の6の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の8の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の9の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の11の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の16の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の18の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の23の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の26の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の29の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	
令和6年9月3日	II-5 提供先20 ①法令上の根拠、②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8の項	番号法第9条第1項別表の9の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8の項	番号法第9条第1項別表の9の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の9の項	番号法第9条第1項別表の10の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の10の項	番号法第9条第1項別表の14の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の12の項	番号法第9条第1項別表の21の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15の項	番号法第9条第1項別表の23の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16の項	番号法第9条第1項別表の24の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16の項	番号法第9条第1項別表の24の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16の項	番号法第9条第1項別表の24の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の19の項	番号法第9条第1項別表の27の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の27の項	番号法第9条第1項別表の40の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30の項	番号法第9条第1項別表の44の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30の項	番号法第9条第1項別表の44の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先14 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の31の項	番号法第9条第1項別表の46の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先15 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の34の項	番号法第9条第1項別表の51の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の37の項	番号法第9条第1項別表の56の項	事後	
令和6年9月3日	II-5 移転先17 ①法令上の根拠、②提供先における用途	番号法第9条第1項別表第一	番号法第9条第1項別表	事後	